

## 福祉用具貸与事業所の負担軽減へ

### ～福祉機器貸与の上限額見直し、「3年に1度」に～

福祉用具の貸与価格の上限設定について、見直し頻度を、「3年に1度」とする方針が厚生労働省より2020年6月1日に示されました。2021年度から適用される見込みです。

2018年10月より、福祉用具貸与価格の適正化を図る観点から、商品ごとに全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限（全国平均貸与価格+1標準偏差）を設け、施行後の実態も踏まえつつ概ね1年に1度の頻度で見直しを行うこととしてきました。

しかし、毎年度見直しでも十分な適正化効果が得られないほか、商品カタログの修正やシステム改修に要する事業所の負担が大きいことから、他サービス同様、「3年に1度」のサイクルで見直すこととなりました。なお、2020年度に関しては新商品に限り全国平均額の公表、上限額設定を行うとしています。

さらに、厚生労働省は福祉用具貸与事業所に対し、共同購入など効率的な運用をしている先進事例を収集し、経営努力を促していく方針を示しています。

## 電話がつながり・人とつながる

### ～電話リレーサービス法が可決・成立しました～

2020年6月5日、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案」（通称「電話リレーサービス法案」）が可決・成立しました。

「電話リレーサービス」とは、聴覚障害のある方などが、パソコンやスマホの画面を通して手話や文字をオペレーターに伝え、オペレーターがその場で音声化し、電話先の相手に伝えることができるという仕組みで、聞こえる人からの通話もでき、双方向でのやりとりが可能です。なお、このしくみについては2013年から日本財団が電話リレーサービスプロジェクトを開始していました。

FAXやメールなどの普及によって聴覚障害のある人の連絡手段は広がってきていましたが、やり取りが何回も必要なことや、返事に時間がかかるなど、迅速性において課題がありました。この電話リレーサービスの活用によって、聞こえない・聞こえにくい人と、聞こえる人が、リアルタイムで気軽に電話でやり取りすることができ、長年、聴覚障害のある人にとって大きな社会的障壁となっていた、「電話」の利用への障壁を取り除くサービスです。

今回、この法案の可決・成立により、総理大臣が「電話リレーサービス提供機関」を指定し、その運営に充てる交付金制度が設けられます。

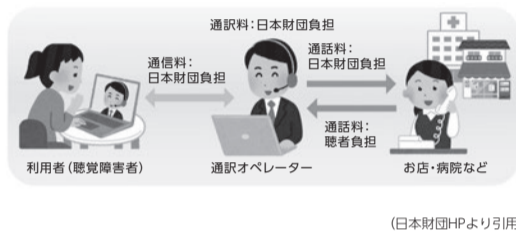
同サービスが公的インフラとして通信手段が広がることで、24時間・365日いつでも利用でき、緊急通報に対応するなど、より幅広いサービスの提供が期待されます。

### 電話リレーサービス (TRS) の概要 ①

#### 電話リレーサービス (TRS) とは

聴覚障害者と聴者を電話リレーサービスセンターにいる通訳オペレーターが「手話」や「文字」と「音声」とを通訳することにより、電話で即時双方向につながるサービス

〔日本財団電話リレーサービス〕



(日本財団HPより引用)

## “読む喜び”の提供を

### ～読書バリアフリー法が施行されました～

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（通称「読書バリアフリー法」）が2019年6月に施行されました。この法律は、視覚障害などがあり、書籍について視覚的な認識が困難な方に対して読書環境整備の推進をすることに加え、障害のあるなしにかかわらず、すべての人が読書をしやすく、文字・活字文化を享受できる社会の実現を目的としています。内容の一部をご紹介します。

#### ◇視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備 (9条)

- ・アクセシブル（共用デザイン）な書籍・電子書籍などを図書館に充実させる

#### ◇インターネットを利用したサービス提供体制の強化 (10条)

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用の為に全国的ネットワーク（サピエ図書館）運用への支援

※サピエ図書館…視覚障害のある人を始め、目で文字を読むことが困難な人に対して、さまざまな情報を点字、音声データなどで提供するネットワーク

#### ◇特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援 (11条)

- ・製作基準の作成等、質の向上のための取組を支援

#### ◇アクセシブルな電子書籍等の販売促進 (12条)

- ・技術の進歩を適切に反映した規格などの普及の推進
- ・出版者から購入者に対するテキストデータの提供促進のための環境整備に関する検討への支援

その他、外国からの電子書籍入手のための

相談環境の整備や、製作人材・図書館サービス人材の育成などが定められています。障害の有無にかかわらず、すべての人がいつでも・どこでも、それぞれのニーズに合わせて読書できるような、読書バリアフリー社会の基盤となることが期待されます。

## 感染症対策の一助にも

### ～福祉分野へのロボット導入支援拡大～

これまで、福祉現場における業務の負担軽減や労働環境の改善といった点から、福祉施設においてのロボット導入支援が進められてきています。さらに新型コロナウイルスなどの感染症対策という観点からも、福祉分野でのロボット介護支援機器等の必要性が再認識されています。それに伴い、厚生労働省の令和二年度の第二次補正予算で福祉現場へのロボット導入支援が拡大されました。

#### ①障害福祉分野でのロボット等導入支援について

障害福祉の現場において感染症拡大の防止や、介護業務の負担軽減を図り、労働環境の改善、生産性の向上によって、安全・安心な障害福祉サービスの提供推進のため、ロボットなどを導入するための費用について自治体が財政支援を実施する方針を決めました。

実施要件は、以下のとおりです。

##### (実施主体)

都道府県、指定都市、中核市

##### (導入施設・事業所)

障害福祉サービスなどの指定を受けている施設・事業所

##### (申請要件)

介護業務の負担軽減などのためのロボット導入計画の作成

…達成目標、導入機種、期待される効果などを記載し、他の施設の参考とできるような内容であること。

##### (補助対象)

日常生活支援における見守りロボットが対象。販売価格が公表され、一般に購入できる状態であること。

#### ②介護補助ロボットの導入支援拡大について

介護補助ロボットの普及にむけては、各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用した、介護施設に対する介護補助ロボットの導入支援が実施されています。さらに、今年度は新型コロナウイルス感染症の発生により、職員体制の縮小や感染症対策への業務負担が増えているという現状があり、さらなる職員の負担軽減・業務効率化や介護サービスの質の向上を図る必要があることから、厚生労働省では以下の内容の拡充を行うことを発表しました。

- I. 介護ロボットの導入補助額の引上げ  
…移乗支援および入浴支援に限り、1機器あたり上限100万円
- II. 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る補助額の引上げ  
…1事業所あたり上限750万円
- III. 1事業所に対する補助台数制限（利用者定員2割まで）の撤廃
- IV. 事業主負担を1/2負担から都道府県の裁量で設定できるよう見直し（事業主負担は設定することを条件）

## 地域共生社会づくり

### ～改正社会福祉法が2021年4月1日より施行されます～

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（改正社会福祉法）が2020年6月12日に公布されました。今回の改正の大きな柱としては、介護・障害福祉・子育て・生活困窮など、分野ごとに縦割りになっていた市町村の相談支援を、地域住民の抱える課題の解決のため、包括的な支援体制の整備を行うことです。8050問題ともいわれる、介護とひきこもりに関する課題や、介護と貧困など、複雑化・複合化した課題のある家庭に対し、対応できる支援体制の仕組みを設置するとされています。

そのほか、社会福祉連携推進法人の創設、介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務の経過措置延長などが定められました。

## 「心のバリア」を取り除こう

### ～改正バリアフリー法が可決・成立しました～

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」（改正バリアフリー法）が2020年5月13日可決・成立しました。障害の有無にかかわらずお互いの立場を尊重する「心のバリアフリー」の観点から、ソフト面での取組強化を目的としています。

主な改正点としては以下のとおりです。

#### ◇公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- ①鉄道やバス、タクシー会社等の公共交通事業者が、バリアフリー化した旅客施設・車両等の機能を十分に発揮させるためにソフト基準（※スロープ板の適切な操作・明るさの確保等）を決め、適合することを義務付け
- ②公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業所からのハード・ソフト（旅客支援、情報提供等）の移動等円滑化に関する協議への応諾を義務付け
- ③障害者等へのサービス提供について、国が認定した観光施設の情報の提供を促進

#### ◇国民に向けた広報啓発の取組推進

- ①優先席・車椅子使用者用駐車施設の適正な利用
- ・国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責

務などとして、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適切な利用の推進」を追加

- ②市町村などによる「心のバリアフリー」の推進
  - ・目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化推進方針（マスタープラン）の記載事項や、基本構想に記載する事業のメニューとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
  - ・心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助

#### ◇バリアフリーの基準適合義務の拡大

バリアフリー基準適合義務の対象施設に、「公立小中学校」及び「バス等の旅客のための道路施設」を追加

## 「わかる」案内をひろげる

### ～ピクトグラムのJIS規格改正～

経済産業省は2020年の5月20日付ニュースリリースで、案内用図記号（ピクトグラム）のJIS改正について公表しました。ピクトグラムは、言葉によらない、目で見ただけで多くの情報や案内を可能とするものです。この改正により、「介助用ベッド」や「男女共用授乳室」、そして「カームダウン・クールダウン」など9つのピクトグラムがJISに追加されました。

#### 追加されるピクトグラム



「カームダウン・クールダウン」とは、自閉症や発達障害などで感情のコントロールが難しい人が、落ち着きを取り戻すために有効な設備のことです。今回のJIS改正で、今まで施設ごとで異なっていた案内用図記号の統一化が進み、利用促進および一般の人々の認知度が高まることが期待されます。

なお、ここではこれまでに制定されているものの中で、福祉分野に大きく関わる代表的なピクトグラムなどを抜粋してご紹介します。

#### 福祉分野の代表的なピクトグラム



援助や配慮を必要としている方が、身につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる表示

## “もにす”誕生!

### ～障害者雇用の取組が優良な中小事業主への認定マークが決定しました～

障害者雇用促進法の改正により、「障害者雇用に関する優良な中小事業主の認定制度」が設けられ、2020年4月1日より施行されています。雇用する労働者が300人以下の中小事業主について、一定の基準を満たす場合は、申請により、厚生労働大臣から「認定」を受けることができます。厚生労働省では、この制度における「認定マーク」のデザインと愛称を同年7月2日、決定しました。

この認定を受けた中小事業主は、認定マークを商品・求人・名刺などに表示することができ、障害者雇用の促進・安定に関する取り組みが優良な企業であることをアピールできます。



認定マーク・愛称制作者：金澤怜奈さん（東京都在住）  
【愛称】もにす：共に進む（ともにすすむ）という言葉と、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待して名付けました。

【認定マークの解説】：このロゴは障害者を企業が優しく包み込み、多様性を受け入れ、「共に社会貢献をしよう!」という前向きな想いを表したキャラクターです。